

SupplyOn AG – eInvoicing の利用規約

第 2.0 版、ステータス：2019 年 3 月

1. 一般

1.1 SupplyOn eInvoicing は、各国の法律上および税務上の要件を考慮して、供給企業と買い手企業（以下、「ユーザー」）が適格請求書¹を電子的にやり取りできるようにするために開発、設計されています。

1.2 SupplyOn プラットフォームを通じて発行またはやり取りされる請求書は、いずれも適用税法の意義の範囲内において、多くの国で請求書として使用できます。

中国では金税工程の一環として、また該当する場合はその他の清算プロセス（それぞれの財政当局による事前承認が必要）の中で、供給企業はオリジナル文書を作成し、受取人に直接送信します。

1.3 請求書データは、SupplyOn プラットフォームを介して、サポートされているさまざまな入力チャネル、すなわち ウェブベースのデータ交換（WebEDI/H2M）、供給企業によって作成される電子データ交換メッセージ（EDI/M2M）、SupplyOn によって作成される EDI メッセージ、または電子メール送信を用いてやり取りできます。

データ入力チャネルに応じて、オリジナル文書は次のように作成されます。

- a) WebEDI/H2M : SupplyOn において
- b) 電子メール送信 : 供給企業において
- c) EDI/M2M : SupplyOn が EDI メッセージを作成する場合を除き、供給企業において
- d) SupplyOn が供給企業に代わってデジタル署名を作成する場合 : 常に SupplyOn において

1.4 使用される入力チャネルにかかわらず、SupplyOn は、ユーザーに SaaS 機能を提供する場合、請求書の発行について正式な外部受託者の役割は果たさないことに注意することが重要です。SupplyOn は、ユーザーが請求書発行に関連する法令遵守要件を満たすことができるように、特定のソリューションのみをユーザーに提供します。SupplyOn は、各国の法令に準拠した規則に基づいて設定された特定の検証チェック（必須フィールドに関するものなど）を実行し、さらにビジネスパートナーが真正性と整合性の両方の要件を満たすためのソリューションも提供します（下記の情報を参照）。

2. 請求書データ

2.1 ユーザー（供給企業または買い手企業）は、SupplyOn プラットフォームを通じて生成またはやり取りされる請求書がいずれもユーザーによって、またはユーザーに代わって SupplyOn プラットフォームに提供された請求書データに基づいていることを認めます。

2.2 ユーザーは、元になる取引に関してユーザーが提供するいかなる情報も正確かつ完全であるかどうか、または買い手企業と供給企業との合意に基づいているかどうかを SupplyOn が検証する義務を負わないことを認め、これに同意します。

2.3 ユーザーが提供する請求書データの完全性と正確性については、ユーザーが単独で責任を負うものとします。ユーザーは、SupplyOn プラットフォームを介して請求書を送信する前に、請求書の詳細について完全性と正確性を適宜チェックする必要があります。

3. 一般サービス規約

3.1 この合意に従って、ユーザーは、SupplyOn がユーザーによって SupplyOn プラットフォームに送信される請求書を電子的に作成し、デジタル署名を付加して送信することを承認します。

4. 法令遵守

4.1 重複した請求書発行

オリジナル文書（セクション 1.3 を参照）のほかに、元になる同一の取引に関して別の請求文書が発行された場合、二重課税となる恐れがあります。したがって、SupplyOn は追加的な請求文書を発行しないことを強く推奨します。

¹ この用語には、以下における他の財務文書（自己請求書など）も含まれます。

4.2 データエンリッチメント

自動処理を可能にするために、**SupplyOn** は買い手企業の要求に応じて追加的なデータを請求書に補足できます。このような場合、既存の内容は変更されません。VATに関連しない顧客固有またはシステム固有のデータ内容のみを追加できます。

4.3 デジタル署名

オプションとして、**SupplyOn** はファイル（PDF など）のデジタル署名を提供しています。このファイルはオリジナル文書と呼ばれます。このファイルには元の形式の請求書が含まれており、取引の監査証跡に関連するその他の文書が含まれる場合もあります。適格証明書に基づいてデジタル署名を作成するために、**SupplyOn** はサードパーティのサービスプロバイダーの署名サービスを使用します。署名は、各国の法的要件に基づきセキュアな署名作成ツールによって作成されます。請求書に署名する必要があるかどうか、または準拠性の保証が別の準拠方式（EDI や業務管理、詳細を参照）によって提供されるかどうかを判断するのはユーザーの責任です。また、システムのユーザーは、作成元の真正性と内容の整合性について単独で責任を負います。**SupplyOn** は、ユーザーが法令遵守要件を満たすことができるように、特定のソリューションのみをユーザーに提供します。請求書の真正性と整合性に関する要件をどのように満たすかについて明確な準備を行うのはユーザーの責任です。

4.4 電子データ交換（EDI/M2M）

ユーザーは、EDI の使用を通じて真正性と整合性を保証することを選択できます。このような場合、ビジネスパートナー間でデータ交換に関する協定の締結を実現するのはユーザーの責任となります。請求書は、EDI メッセージ交換用のセキュリティ保護されたチャネルを介して **SupplyOn** に送信されます。

4.5 業務管理

SupplyOn プラットフォームは、元になる供給に照らして、請求書の信頼できる監査証跡を保証する上で役立つソリューションをユーザーに提供します。とはいえ、実施される業務管理が必要な準拠性の保証を提供する上で実際に十分なものであるようにするために、**SupplyOn** の機能を管理全体に組み込むのはユーザーの単独の責任となります。**SupplyOn** はこれを保証する責任を一切負いません。

4.6 税務上の影響

考えられる税務上の影響については、事前に税務顧問や財政当局と協議する必要があります。

5 アーカイブ

5.1 請求書データは、一定期間（通常は 3～6 か月）に限って利用できます。ユーザーは以下について単独で責任を負います。

- 適用法令の要求または勧告に基づき、**SupplyOn** のソリューションを通じて処理または作成されたすべての請求書データをアーカイブする。
- 法律で義務付けられている場合、海外または第三者における保管について関係税務当局に通知する。